

<評価の手法等>

別添1

事業名	評価項目		評価を行う過程において使用した資料等	担当部局
海上保安官署施設整備事業	評価対象事業について、右のような要素ごとに、評価指標により評点方式で評価するとともに、その他の要素も含め総合的に評価する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業計画の必要性</li> <li>・事業計画の合理性</li> <li>・事業計画の効果</li> </ul>		海上保安庁
船舶建造事業 〈巡視船艇〉 〈測量船艇〉	評価対象を整理した上で、右のような海上保安業務需要ごとに、事業を実施した場合(with)、事業を実施しなかった場合(without)それぞれについて業務需要を満たす度合いを評価するとともに、事業により得られる効果について評価する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>〈巡視船艇〉</li> <li>・海洋権益の保全</li> <li>・治安の確保</li> <li>・海難救助・海上交通安全の確保</li> <li>・海上防災・海洋環境の保全</li> <li>〈測量船艇〉</li> <li>・航海安全業務</li> <li>・管轄海域確定業務</li> <li>・防災のため調査業務</li> <li>・海洋環境保全業務</li> <li>・海洋情報提供業務</li> <li>・海洋調査技術の開発業務</li> <li>・国際協力業務</li> </ul>		海上保安庁